

第4項 ごみの適正処理を進める

1 ごみの出し方と収集方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分で行っています。

可燃ごみは、生ごみ、ゴム製品、革製品、プラスチック製品、汚れの落ちない容器包装プラスチックや再生利用できない紙類など、焼却できるごみのことで、週2回収集しています。

不燃ごみは、陶器類、ガラス類、金属類、30cm角未満の小型家電製品（資源回収を行っている13品目を除く）などの焼却に適さないごみのことで、月2回収集しています。

可燃ごみ・不燃ごみは、収集日の朝に、集積所にごみ容器に入れて出すのが原則ですが、透明や半透明の袋で出すこともできます。

商店や事業所、会社などの事業活動に伴って排出されるごみは、事業者による自己処理か廃棄物処理業者へ処理を委託することが原則です。小規模の商店や事業所などから出される排出量が少ない事業系の可燃ごみ・不燃ごみは、有料ごみ処理券を貼って集積所に出すこともできます。

粗大ごみは、家庭から出る概ね30cm角以上の家具などが対象で、「粗大ごみ受付センター」に申し込み、指定された日に、指定された金額の粗大ごみ処理券を貼って「出す」または「持ち込む」ことになっています。

なお、事業系の粗大ごみは収集していません。

収集場所と回数等

(令和4年4月1日現在)

種別	回数	収集場所	出す時刻
可燃ごみ	週2回	39,990か所 (集積所・戸別訪問収集計)	決められた日の朝8時までに集積所へ出す。
不燃ごみ	月2回		
粗大ごみ (収集)	—	各戸収集(申込制)	当日の朝8時までに自宅前に出す。
粗大ごみ (持込み)	—	練馬区資源循環センター (申込制・持込み)	当日の指定された時間内に持ち込む。

※ 収集できないもの

- ① 有害性のあるもの、危険性のあるもの、引火性のあるもの、著しく悪臭を発するもの。
- ② 処理施設の管理または処理作業に支障をきたすおそれのあるもの。

平成13年4月に施行された「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(平成10年法律第97号)」により、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、リサイクル料金などを支払い、販売店などに引き取ってもらうことになりました。平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)

（平成3年法律第48号）」に基づき、家庭用パソコンも、パソコンメーカーなどによるリサイクルを進めています。リサイクルにあたり、各メーカーで定める料金を支払う必要がありますが、平成15年10月1日以降に販売されたパソコンで、パソコン3R推進協会の定めた「PCリサイクルマーク」の表示があるものは、販売価格にリサイクル料金が含まれています。

2 ごみの処理

可燃ごみは、清掃工場で焼却処理し、衛生的な環境を保ちます。また、可燃ごみを焼却することにより、可燃ごみの容積を縮小し、埋立処分場の延命化を図っています。一部の焼却灰は、セメントの原料としたり、加工した上で建設材料とするなどして有効利用を図っています。

不燃ごみは、練馬区資源循環センター内の不燃ごみ中継施設で選別し、リサイクルする金属類・小型家電を回収後、埋立処理しています。

粗大ごみは可燃系と不燃系に分別し、粗大ごみ破碎処理施設で破碎した上で、鉄、アルミを回収後、可燃系は清掃工場で焼却し、不燃系は埋立処分しています。

3 集積所の適正管理

区民の方が集積所を清潔に管理できるように、資源・ごみの排出指導や防鳥用ネット、立体型防鳥用ネットの貸出しを行っています。清掃事務所まで取りに来るのが困難な方には、宅配サービスも行っています。

令和3年度の貸出し枚数は、2,951枚でした。また、集積所の廃止や分散などの相談にも応じています。

4 高齢者などへのサービス（戸別訪問収集）

65歳以上の方のみの世帯または障害のある方のみの世帯のうち、ごみを集積所に持ち出すことが困難で、身近な方の協力が得られない場合、収集員が玄関先などに収集に伺います。

令和3年度は、1,697世帯で収集を行いました。

5 見守りサービス

戸別訪問収集を利用している高齢者が1週間以上ごみを出さなかった場合に、地域包括支援センターに連絡し、職員が電話や訪問により状況を確認する「見守りサービス」を実施しています。

対象者は戸別訪問収集を利用している65歳以上の方のうち、介護サービスなどを利用しておらず、「見守りサービス」を希望する方です。

また、災害時には対象者の安否確認を行います。

6 し尿の処理と浄化槽

区内の下水道の普及率は、ほぼ 100%に達していますが、令和4年3月31日現在 113 戸のくみ取り式の便所があります。また、浄化槽については、5基の設置があります。

7 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集もしくは運搬または処分を事業として行おうとする者は、区市町村長の許可を受けなければなりません。

一般廃棄物処理業の許可は、一般廃棄物収集運搬業と処分量の2つに区分されます。

練馬区での一般廃棄物収集運搬業・処分量の許可件数

(単位:件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
収集運搬業	263	258	253	250	250
処 分 業	0	0	0	0	0

8 犬猫などの死体処理

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった動物の死体は、25 kg未満であれば清掃事務所で引き取ります。令和3年度の件数は804件でした。道路上の動物の死体は、都道・区道上は清掃事務所が、それ以外は原則として各道路管理者が、それぞれ対応しています。

9 有料ごみ処理券

商店や事業所、会社などの事業活動に伴って出るごみは、原則として事業者が責任を持って自己処理しなければなりません。しかし、小規模の事業者など、自分で処理することが困難な場合には、区が行う収集に支障のない範囲内で、有料で区のごみ収集に出すことができます。有料ごみ処理券は、取扱所の表示のあるお店、区内コンビニエンスストア、スーパーマーケット、清掃事務所および区役所清掃リサイクル課で扱っています。有料ごみ処理券の種類と価格は表のとおりです。

令和3年度の販売実績は、53,771.2セット、146,052,354円でした。

有料ごみ処理券の種類と価格

種 類	セット枚数	販売価格 (1枚単価)
特大・70L相当	1セット5枚	2,660円 (532円)
大・45L相当	1セット10枚	3,420円 (342円)
中・20L相当	1セット10枚	1,520円 (152円)
小・10L相当	1セット10枚	760円 (76円)

10 有料粗大ごみ処理券

粗大ごみは、家庭から出る概ね 30cm 角以上の家具などが対象で有料となります。
令和 3 年度の販売実績は、1,776,969 枚、388,287,000 円でした。

① 主な粗大ごみ処理手数料

主な粗大ごみの処理手数料は表のとおりです。

収集	持込	電気・ガス・石油器具	家具・寝具	その他
400 円	200 円	ガステーブル (ガスコンロ) 小型調理器類 (ホットプレートなど) 電子レンジ 扇風機 除湿器 空気清浄器 掃除機 照明器具	いす (ソファを除く) ふとん マットレス (ベッドマットを除く) ハンガーラック (回転式を除く) ロールカーテン	板類 (鉄板類を除く) ゴルフクラブ (1 セット 14 本まで) スキー板 (ストックを含む) スーツケース 子ども用遊具 (ブランコおよび滑り台を除く) 乳児用具 (ベビーベッドを除く) パイプ類 (1 ~ 5 本) 鏡 (姿見) 自転車 (16 インチ未満) ぬいぐるみ 座いす
800 円	400 円	オイルヒーター パネルヒーター	ソファ (1 人用) パソコンラック (いすを除く) ハンガーラック (回転式)	ブランコ 滑り台 台車 自転車 (16 インチ以上) 物干し台 (1 個)
1,200 円	600 円	ガスオープン ガスレンジ	シングルベッド (ベッドマット含む) 机 (両そで机を除く、いすを除く) ライティングデスク	サイクリングマシン (自転車を除く) ドラムセット一式
2,000 円	1,000 円		ダブルベッド (ベッドマット含む)	オルガン (いすを除く) ランニングマシン (電動式)
2,800 円	1,400 円		両そで机 (いすを除く)	

② 箱物家具の処理手数料

粗大ごみのうち、物置や戸棚などの箱型の家具については、「箱物家具」として同じ品物となりますが、3辺のうち長い2辺の合計により、処理手数料を3段階に設定しています。

箱物家具の大きさ	収 集	持 込
3辺のうち長い2辺の合計が 180cm 以下のもの	400 円	200 円
3辺のうち長い2辺の合計が 180cm を超え 270cm 以下のもの	1,200 円	600 円
3辺のうち長い2辺の合計が 270cm を超えるもの	2,000 円	1,000 円
【主な箱物家具】 物置、戸棚、食器棚、たんす、押入たんす、仏壇、レンジ台、カラーボックス、オーディオラック、流し台、スチール棚、本棚、チェスト、サイドボード、げた箱など		

練馬区のごみの流れ図

